

多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月29日規則第31号）第143条第1項第3号に規定されている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の生活相談員の資格要件について、多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の他、次のとおりとする。

多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
・生活相談員は、常勤の者でなければならない。

【生活相談員の資格要件】

次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 社会福祉法第19条によるもの

- ① 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

(2) 社会福祉法施行規則第1条の2によるもの（上記（1）⑤の厚生労働省令）

- ① 精神保健福祉士
- ② 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、社会福祉法第十九条第一項第一号に規定する厚生労働省大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

(3) 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に係る取扱要領によるもの（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有すると認められる者）

- ① 介護支援専門員
- ② 老人福祉施設等において1年以上介護等の実務に従事した者であって、介護福祉士又は介護職員初任者研修の課程を修了した者と同等の資格を有する者
- ③ 老人福祉施設等において2年以上介護等の実務に従事した者

※老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう（老人福祉法第5条の3）

※実務経験年数について、常勤であれば専従、兼務（人員基準上置くこととされている他職種との兼務に限る。）は問わない。また、同種類の他のサービス事業所での勤務年数を通算できることとする（連続した年数である必要はない）

※地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における生活相談員についても、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と同等の業務内容であることから上記要件を求めることとする